

「後発医薬品使用促進業務」公募型プロポーザル選定委員会 審査要領

1 目的

「後発医薬品使用促進業務」公募型プロポーザル選定委員会設置要綱第2条第1号に基づき、提案業者のプロポーザルの内容を次の方法により審査し、最優秀提案者を決定する。

2 審査方法

提出された提案書の内容を基に、各委員が評価基準の項目に基づいて評価点を出し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定する。

(1) 審査項目は、別紙「後発医薬品使用促進業務」企画提案公募型プロポーザル評価基準のとおりとする。

(2) 評価点は、次のとおり5段階の絶対評価とし、評価項目ごとに点数を定める。

5：優れている

4：やや優れている

3：普通

2：やや劣っている

1：劣っている

(3) 同点により、合計が一番高いものが複数ある場合は、全委員の多数決により第一順位を決定する。

(4) 最低基準点を審査基準に基づく評価値（各評価項目の得点の合計点をいう。）の100分の60以上とし、これに満たない場合は失格とする。

(5) 提案事業者が一者である場合も同様に評価を行う。